平成２２年（フ）第２３５５号
大阪府枚方市長尾家具町３丁目５番地の41
債務者　相原　文子
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３５９号
大阪府高槻市栄町３丁目４番22―305号
債務者　松永　明美
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９７号
大阪府泉南市新家1315番地の234
債務者　野島　忠之
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２４３号
大阪府泉南市樽井３丁目１－９、住民票上の住所大阪府阪南市尾崎町２丁目21番６号
債務者　浮田美恵子
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２４４号
大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地34棟204号
債務者　藤田　正美
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２６３号
大阪府岸和田市岡山町659番地の５
債務者　河合　一彦
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２６８号
大阪府泉南市樽井575番地の１
債務者　室谷イソ子
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２７０号
大阪府阪南市自然田791番地の１―201号、前住所大阪府貝塚市半田1022番地３棟406号
債務者　南　　優子
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２７４号
大阪府和泉市万町281番地の６
債務者　今吉千鶴子
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２７５号
大阪府泉佐野市新町１丁目６番29号
債務者　藤井　達子
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２８３号
大阪府貝塚市麻生中992－５、住民票上の住所大阪府泉佐野市鶴原1632番地の７
債務者　小山　邦博
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７０号
香川県高松市香南町西庄169番地12
債務者　藤澤　和美（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第９９号
香川県高松市宮脇町２丁目８番６号
債務者　稲生　　茂
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第７４号
長崎県長崎市元町９番３号
債務者　清水　光子
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第９４号
長崎県長崎市寄合町２番21―901号、住民票上の住所長崎県長崎市脇岬町3427番地
債務者　平　愼太郎
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第９９号
長崎県長崎市新小が倉２―10―14　コーポ渡辺101号、住民票上の住所長崎県長崎市大浜町1605番地１　コアマンションマリナシティＣ―1102号
債務者　川本眞由美（旧姓川下）
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０２号
長崎県長崎市葉山１丁目８番１―703号
債務者　山本　健二
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係